

	問6 民設民営学童への独自の財政支援を行っている場合の事業名と内容（財政支援にあたって障害児受け入れの有無を条件としているか否かは問わない）				備考
	事業名	内容	事業名	内容	
千代田区	放課後健全育成事業（学校内学童クラブ事業）補助、私立学童クラブ事業等運営補助	在籍児童に応じた教材費や育成料法人負担相当額等を補助。障害児指導加算経費としては、2名に対して1係数とし、係数に応じて補助を行う。なお、特定障害児については1名に対し1係数となる。 ※放課後健全育成事業（学校内学童クラブ事業）補助要綱および私立学童クラブ事業等運営補助要綱参照			
中央区	中央区民設民営学童クラブ事業	区の公募より決定した民間事業者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する施設の整備及び運営に要する経費の一部を、区の予算の範囲内で補助することにより、放課後児童健全育成事業の利用を促進し、もって児童の健全な育成に資する。			
港区					
新宿区	新宿区民間学童クラブ運営費補助	新宿区の区域内において社会福祉法人等が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の運営に要する経費の一部を補助する。障害児等加算あり。			
文京区		該当なし		該当なし	
台東区	民設民営型学童クラブ運営費補助金	こどもクラブ運営経費について補助金を支給。	民設民営型学童クラブ施設整備費補助金	こどもクラブ新設経費について補助金を支給。	
墨田区	私立学童クラブ補助金	運営費・人件費・維持管理費の補助			
江東区	江東区私立学童クラブ運営事業補助	交付申請にて運営予定内容を確認の上補助金を交付し、年度末に実績報告にて実際の内容を確認する。			
品川区					
目黒区	目黒区民間学童保育クラブ運営補助事業	民間事業者が放課後健全育成事業を実施する場合の運営に要する経費の一部を補助する。指導員人件費、運営経費補助加算、賃貸料補助加算、特別支援児童加算、19時延長保育加算事務員配置加算			
大田区					
世田谷区					
渋谷区					
中野区	中野区民間学童クラブ運営費補助事業	運営に要する経費の一部を補助している。補助内容は、人件費、運営費及び維持管理費、保育料免除認定児童加算額、保育料減額認定児童加算額、開設時間延長加算額、利用者管理システム運用管理費等加算。	民設民営学童クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策経費に対する補助事業		
杉並区	杉並区民間学童クラブ事業運営費補助要綱	放課後児童健全育成事業として運営を行っている一部の民間学童クラブに対しては、区の負担分に独自加算を加えて補助を行っている。			
豊島区					
北区					
荒川区					
板橋区	行っていません				
練馬区	練馬区放課後児童等の広場（民間学童保育）事業	(1) 放課後児童の広場 保護者が就労等の事由により放課後の保育を必要とする小学生に対し、放課後の居場所を提供し、その健全な育成を図る事業 (2) 子育ての広場 乳幼児をもつ親とその子が気軽に集い、交流できる場を提供する事業 (3) 乳幼児の一時預かり 保護者が乳幼児を保育することが困難な場合に、保護者の代わりに乳幼児を一時的に預かり保育する事業 (4) 地域の子育て家庭の保護者や児童に対する相談・援助または子育てに関する情報の提供、子育てサークル活動を行う者の支援をする事業			
足立区	足立区民設学童保育室設置促進補助事業要綱	学童保育室の設置促進と待機児童の解消を図ることを目的に足立区内に新たに放課後事業健全育成事業を行う学童保育室を開設する際の、既存施設の改修、設備の設置及び修繕並びに必要な備品及び消耗品購入の経費の一部を補助する。	足立区民設学童保育室事業運営補助金	足立区内で放課後児童健全育成事業を行う民設民営の学童保育室に対し運営経費の一部を補助する。	
葛飾区	私立学童保育クラブ事業補助金	民設民営の学童クラブに対して運営費等を助成。そのうち、障害児加算として、区が障害児と認定した児童1人につき月額95,700円の補助有り。			
江戸川区	江戸川区放課後児童健全育成事業補助金	国の子ども子育て支援交付金、都の都型学童クラブ事業補助金を活用し、運営費の補助や障害児受入推進事業及び障害児受入強化推進事業を実施している。			江戸川区では、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する学童クラブは民設民営の4事業者（支援の単位数は4）のみとなっております。よって、本調査については、民設民営の4事業者についてのみ回答しています。

	問6 民設民営学童への独自の財政支援を行っている場合の事業名と内容（財政支援にあたって障害児受け入れの有無を条件としているか否かは問わない）				備考
	事業名	内容	事業名	内容	
八王子市					
立川市					
武蔵野市	武蔵野市民間学童クラブ運営費補助	放課後児童健全育成事業を行うために設置された学童クラブを運営する社会福祉法人その他の者に対し、その運営に要する経費の一部を補助する。	武蔵野市学童クラブ設置促進事業等補助金交付	登録児童が10人以上（開設日数が200日から249日までの学童クラブにあつては、登録児童が20人以上）の学童クラブにおいて行うものに限る。既存の小学校の余裕教室等の改修、必要な設備の整備等に対して補助を行うことにより、学童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。	
三鷹市					
青梅市					
府中市					
昭島市					
調布市	なし				
町田市					
小金井市		ありません。			
小平市	小平市民設民営学童クラブ事業費補助事業	放課後児童健全育成事業の要件等を満たす民設民営学童クラブを運営している事業者に対し、市が運営費、開設費準備費の補助を行う。（補助対象事業者は公募された中から、市が選定）			
日野市					
東村山市					
国分寺市					
国立市					
福生市					
狛江市	こどもクラブ運営費負担金	こどもクラブ（民設民営学童クラブ）の管理及び運営を支援するため、事業者に対して毎年こどもクラブの運営管理及び運営に関する年度協定書を締結して負担金を支払っている。			
東大和市	民間学童保育所運営費補助事業	待機児童対策として開設された民間学童保育所の経営を安定化させるため、補助金を支出している。			
清瀬市					
東久留米市					
武蔵村山市					
多摩市					
稲城市					
羽村市					
あきる野市					
西東京市					
瑞穂町					
日の出町					
檜原村					
奥多摩町					
大島町	放課後児童健全育成事業	該当の学童クラブ運営施設に対し、①人件費（児童の指導に当たる職員（支援員）に要する経費等）②維持管理費（学童クラブの維持管理に要する経費等）③障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する指導員を配置するために必要な経費			
利島村					
新島村					
神津島村		民設民営無し			
三宅村					
御蔵島村					
八丈町					
青ヶ島村					
小笠原村					